伊那市いじめ防止基本方針

平成２６年４月

令和８年１０月改訂

伊　　那　　市

伊那市教育委員会

目　　次

はじめに　・・・　1

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方　・・・　1
１　いじめの防止等の対策に関する基本理念　・・・　1
２　いじめの定義　・・・　1
３　基本方針における学校の範囲　・・・　2
４　いじめの防止等に関する基本的な考え方　・・・　2
（１）いじめの防止　・・・　2
（２）いじめの早期発見　・・・　2
（３）いじめへの対処　・・・　3
（４）家庭や地域との連携について　・・・　3
（５）関係機関との連携について　・・・　3
（６）専門家と連携した組織的ないじめ対応の体制について　・・・　3

第２　いじめの防止等のための対策　・・・　4
１　法で規定された組織の設置　・・・　4
（１）伊那市いじめ問題対策連絡協議会　・・・　4
（２）伊那市いじめ問題調査対策委員会　・・・　4
（３）伊那市いじめ問題再調査委員会　・・・　4
２　市・教育委員会の取組　・・・　5
（１）いじめの未然防止　・・・　5
（２）いじめの早期発見・早期対応　・・・　5
（３）いじめへの対処　・・・　5
（４）関係機関・専門家との連携　・・・　6
（５）その他　・・・　6
３　学校の取組　・・・　6
（１）学校いじめ防止基本方針の策定　・・・　6
（２）いじめの防止等の対策のための組織の設置　・・・　6
（３）いじめの防止等に関する取組　・・・　7
（４）いじめの早期発見　・・・　7
（５）いじめへの対処　・・・　8
（６）家庭や地域、関係機関との連携　・・・　8
４　重大事態への対処　・・・　8
（１）教育委員会または学校による調査　・・・　8
（２）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置　・・・１１

第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項　・・・１２

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な問題です。

伊那市教育委員会では、これまでも、「いじめは絶対許されない行為であるが、どの学校にも起こり得るものである」という意識を持って、その防止と対策に取り組んできました。

平成２６年４月には、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受けて「伊那市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定し、伊那市・学校・地域・家庭その他の関係者が連携を強化して、いじめの問題の克服を目指してきました。

このたび、策定時からの社会状況の変化や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月改訂）」（以下「国のガイドライン」という。）の改訂を踏まえ、さらなる取組みの推進を図るため、これまでの成果や課題等を勘案した上で、市基本方針を改訂します。

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

１　いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめへの対処という。以下同じ）の対策に関する基本理念

（１）いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目指して取り組みます。

（２）全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように努めます。

（３）いじめを受けた児童生徒の生命・心身の安全を第一に、伊那市、学校、地域住民、家庭等関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめの問題を克服することを目指します。

２　いじめの定義

いじめの定義は、法第２条において次のとおり規定されています。

> 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

＊ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
＊ 仲間はずれ、集団による無視をされる
＊ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
＊ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
＊ 金品をたかられる
＊ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
＊ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
＊ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　など

3　基本方針における学校の範囲

基本方針における「学校」の範囲は、「伊那市立小学校条例」（平成 18 年 3 月 31 日条例第 170 号）および「伊那市立中学校条例」（平成 18 年 3 月 31 日条例第 171 号）に規定する伊那市立の小学校、中学校とします。

4　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの防止

いじめの問題の根本的な解決のためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持ち、全ての児童生徒を対象としていじめの未然防止に取り組みます。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要です。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育成することが必要です。加えて、全ての児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくり進めます。

保護者や地域では、学校の取組みを理解し、日常的な家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて児童生徒を見守り、関っていくことが大切です。

（2）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付いて対応していくことが大切です。また、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、「いじめは見えにく

い」ということを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

また、学校は、アンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒の相談体制を整えるとともに、ＳＯＳの出し方に関する教育を推進し、家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整えます。

（３）いじめへの対処

学校でいじめが確認された場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を、組織的に行う必要があります。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との適切な連携も必要になります。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、研修などを通じて共通理解を深めておくことが必要です。

（４）家庭や地域との連携について

地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭や地域との連携が重要です。

このため、ＰＴＡや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題を含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち、連携した対策を進めていく必要があります。

（５）関係機関との連携について

いじめの問題の対応においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携して対応する必要があります。そのため、平素から教育委員会や学校と関係機関での情報交換など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

（６）専門家と連携した組織的ないじめ対応の体制について

いじめを認知した場合には、教職員が一人で抱え込まず、学校におけるいじめの防止等のための組織を中心に組織的な対応をはかります。また、必要に応じて、法律や医療、福祉の専門家等と連携し、いじめに対応できる体制をつくります。

第２　いじめの防止等のための対策

１　法で規定された組織の設置

市及び教育委員会では、伊那市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和７年伊那市条例第１３号）（以下「条例」という）に基づき、以下の組織を設置し、いじめ防止等のための対策に取り組みます。

（１）伊那市いじめ問題対策連絡協議会　＜教育委員会委嘱・任命＞

【任務】（条例第３条抜粋）

いじめ防止等に関係する機関及び団体の連絡調整を行うとともに、当該期間及び団体の連携並びにいじめの防止等のための対策の推進に関し、伊那市教育委員会の諮問に応じて調査審議する。

【組織】（条例第４条抜粋）

委員は、いじめ防止等に関係する行政機関の職員、団体の代表者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（２）伊那市いじめ問題調査対策委員会　＜教育委員会委嘱＞

【任務】（条例第 10 条抜粋）

教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

・いじめ防止等のための対策を実効的に行うための調査研究に関すること。
・法第２８条第１項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。

【組織】（条例第 11 条抜粋）

委員は､学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（３）伊那市いじめ問題再調査委員会　＜市長委嘱・任命＞

【任務】（条例第 14 条抜粋）

市長の諮問に応じて、法第２８条第１項に規定する調査の結果について調査審議する。

【組織】（条例第 15 条抜粋）

委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

※重大事態に対する再調査は、重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長が、必要があると認めるときに行います。組織構成員は（２）伊那市いじめ問題調査対策委員会とは異なります。

２　市・教育委員会の取組

（１）いじめの未然防止

① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

② 児童生徒が行ういじめの防止等のための自主的活動を支援します。

③ 子育てサポート課（こども相談係）やスクールカウンセラー等、児童生徒や保護者等がいじめに係る相談を行うことができる体制を充実します。

④ いじめの防止等のための対策や教職員の資質向上のための研修会の開催等、各学校における研修の充実を推進します。

⑤ 各学校において、ＰＴＡ等と連携の上、携帯電話やインターネット利用に関する研修会や講演会を開催するなど、いじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の徹底と保護者への啓発を推進します。

（２）いじめの早期発見・早期対応

① いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査及び教育相談を行います。

② スクールカウンセラーや子どもと親の相談員を配置し、児童生徒や保護者からの相談を受ける体制の充実を図ります。

③ 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを、相談窓口を設置し、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携して速やかに対応します。

（３）いじめへの対処

① 法第２３条第２項の規定による学校からの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な助言・指導を行うとともに、指導主事等を派遣して支援や調査を行います。

② 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第３５条第１項（同法第４９条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。

③ 児童生徒の就学校の指定変更や学級編成替えなど弾力的な対応を検討

します。

④ 法第２８条に定める「重大事態」に対し、同条の規定に基づき必要な措置を講じます。

（４）関係機関・専門家との連携

① 児童相談所、地方法務局、長野県警察、医療機関などの関係機関と連携をはかります。

② 必要に応じ、法律、医療、心理、福祉等の専門家の活用・連携により解決を図ります。

（５）その他

① 学校評価や教員評価を行う場合において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、児童生徒の実態を踏まえて目標を立てて取り組んでいるか、いじめが発生した場合には迅速かつ適切に組織的な取組が行われているかなどを評価するよう必要な指導・助言を行います。

② 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援します。

３　学校の取組

学校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校長の強力なリーダーシップのもと「いじめの防止等の対策のための組織」を中核に協力体制を確立し、教育委員会と連携のうえ、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進します。

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第１３条に基づき、「国のいじめ防止基本方針」、「市基本方針」を参酌して、その学校の実情に応じ、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

（２）いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、法第２２条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、学校の学校長以下、複数の教職員によって構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置します。

なお、学校で、いじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている既存の組織を活用することは、法の趣旨に合

致するものであり、組織の名称も各学校の判断によるものとします。

当該組織には、次のような役割があります。

＊ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

＊ いじめの相談・通報の窓口としての役割

＊ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

＊ いじめの疑いに係る情報があった時は緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

さらに、当該組織には、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証を担う役割が期待されます。

（3）いじめの防止等に関する取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、人権同和教育等の推進によりいじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

① 未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行います。

② 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくります。

（4）いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことに留意する必要があります。

① 教職員は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努めます。

② 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。

③ 学校独自のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がい

じめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

（５）いじめへの対処

① いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むことなく組織的に対応します。

② 教育委員会に早急に報告・相談うえ対応します。事案によっては、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対処します。

③ 必要に応じて、いじめた側の児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。

④ 児童生徒の就学校の指定変更や学級編成替えなど弾力的な対応を検討します。

⑤法第２８条に定める「重大事態」に対しては、同条の規定に基づき必要な措置を講じます。

（６）家庭や地域、関係機関との連携

いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域全体で児童生徒の健やかな成長を促すために「地域に開かれた学校づくり」を推進し、信州型コミュニティスクール事業の取組を中心として学校と家庭、地域が連携・協働する体制を構築します。

４　重大事態への対処

法第２８条第１項に規定する重大事態については、市基本方針及び国のガイドラインに基づき、適切に対応します。

（１）教育委員会または学校による調査

ｉ）重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

重大事態の意味については、「国のいじめ防止基本方針」において次のとおり規定されています。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、例えば、次のようなケースが想定されます。

＊ 児童生徒が自殺を企図した場合
＊ 身体に重大な傷害を負った場合
＊ 金品等に重大な被害を被った場合
＊ 精神性の疾患を発症した場合　　など

第２号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する必要があります。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告するとともに、長野県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行います。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて「国のいじめ防止基本方針」等に基づいて判断します。

④ 調査を行うための組織

ア　学校が主体となる場合

学校に設置するいじめ防止等の対策のための組織を母体とし、公平性・中立性の確保に努めながら、事案の性質に応じて専門的知識を有する者を加え学校長が設置します。教育委員会は、調査する学校に対して必要な指導、また人的措置を含めた適切な支援を行います。

イ　教育委員会が主体となる場合

学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断した場合には、教育委員会が主体となって調査を行います。

この場合、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者

と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。

⑤ 調査実施前の事前説明

調査を行う前に、調査の目的、調査項目や調査組織の構成等について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者への事前説明を行い、理解をいただいたうえで調査を行います。また、関係する児童生徒・保護者への説明も行います。

調査を開始する際は、長野県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。

⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする必要があります。

ア　いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられます。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査が必要です。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要です。

イ　いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えらます。

＜児童生徒の自殺が起きたときの対応について＞
　児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、いじめの有無にかかわらず「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和７年１２月 文部科学省）に基づく基本調査を実施します。
　調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮して行います。
　調査の結果、いじめが要因である場合、または、いじめが要因として疑われる場合は、重大事態として必要な措置を講じます。

ⅱ）　調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供
　教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明します。これらの情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する必要があります。

② 調査結果の報告
　調査結果については、教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告し、教育委員会を通じて)、市長に報告するとともに、長野県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えて市長に提出します。

（２）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
ⅰ）再調査
　法第２８条第１項による調査結果の報告を受けた市長は、法第３０条第２項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第２８条第１項による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。
　再調査についても､いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明します。

ⅱ）再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要な措置を講ずるものとします。

また、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保したうえで、市長はその結果を議会に報告します。

第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

教育委員会は、市のホームページにおいて、市基本方針を公表するとともに、学校における学校基本方針の策定状況を確認し公表します。

また、いじめ防止等の取組の状況を踏まえ、必要に応じて市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。